

第25回「労働保護法 ④職場環境 B：労働災害と過労死」

2022.07.01. 佐藤

はじめに

1) 前回のまとめ

1. 内容：〈論点〉不利益に変更された就業規則への合意によって合理性審査か回避されるか否か
〈法〉使用者の義務(作成・届出・意見聴取・周知)、効力、変更(労契法9/10条)、
〈諸説〉審査不要説・審査必要説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ① 労契法9条の反対解釈
- ② 就業規則の変更に対する労働者の個別合意をもってそのまま契約内容も変更されると解釈すべきでない

3) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ① 森弁護士は、控訴審判決が、いかなる意味で初めての判決であると述べているか。
- ② 森弁護士は、控訴審判決を、どのような考え方への道を開いたと評価しているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

***事前予防**→労働安全衛生法(労安衛法)

特徴点：労基法と一体、義務主体が、「使用者」ではなく「事業主」、安全・衛生委員会、健康診断義務

***事後救済：労働者災害補償**→労基法8章、労働者災害補償保険法(労災保険法)

特徴点：無過失責任と定額補償、責任保険的側面と社会保障的側面、受給手続、認定基準：「業務上」

***過労死の労災認定**

A説：厚生労働省(労働省)による認定基準

	1961年基準	1987年基準	1995年基準	2001年基準
	災害主義	過重賦課主義		
基準人	個人	一般的労働者	同程度の年齢・経験 個別事情も考慮	就労態様も考慮
判断期間	直前	1週間以内	1週間前も総合	6か月

←裁判による逆転判決の増加 e.g. 横浜南労基署事件・最判平成12.7.17

[参考文献] 「過労死弁護士全国連絡会議」編『過労死』(1989年、双葉社)(1992年、講談社文庫)

暉峻淑子『豊さとは何か』(1989年、岩波新書)

[自己点検]

1) Reading Assignment に関する設問への解答

2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解

3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22

125 129 129 123 129 125 119 125 121 126

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ④職場環境 C：ハラスメント」

講義テーマ：セクシュアルハラスメントとは何か

教科書の該当部分：教科書第2章V「人格的利益」54頁～55頁

R.A.：大和田敢太「ILO条約とハラスメント規制の原点」労働法律旬報1947号(2019年)6頁以下